

令和6年2月22日招集

令和6年第2回釧路市議会

2月定例会議案

釧 路 市

2 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 3 号	令和 6 年度釧路市一般会計予算……………	5
議案第 4 号	令和 6 年度釧路市国民健康保険特別会計予算……………	5
議案第 5 号	令和 6 年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算……………	5
議案第 6 号	令和 6 年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算……………	5
議案第 7 号	令和 6 年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算……………	5
議案第 8 号	令和 6 年度釧路市介護保険特別会計予算……………	5
議案第 9 号	令和 6 年度釧路市魚揚場事業特別会計予算……………	5
議案第 10 号	令和 6 年度釧路市駐車場事業特別会計予算……………	5
議案第 11 号	令和 6 年度釧路市動物園事業特別会計予算……………	5
議案第 12 号	令和 6 年度釧路市病院事業会計予算……………	5
議案第 13 号	令和 6 年度釧路市水道事業会計予算……………	5
議案第 14 号	令和 6 年度釧路市工業用水道事業会計予算……………	5
議案第 15 号	令和 6 年度釧路市下水道事業会計予算……………	5
議案第 16 号	令和 6 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算……………	5
議案第 17 号	令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計予算……………	5
議案第 18 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 19 号	釧路市職員定数条例の一部を改正する条例……………	9
議案第 20 号	釧路市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例……………	11
議案第 21 号	釧路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第 22 号	釧路市手数料条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 23 号	釧路市介護保険条例の一部を改正する条例……………	17
議案第 24 号	釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例……………	21
議案第 25 号	釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………	47
議案第 26 号	釧路市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例……………	49

議案第 27 号	釧路市地区会館条例の一部を改正する条例	51
議案第 28 号	釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例	53
議案第 29 号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	59
議案第 30 号	釧路市企業立地促進条例の一部を改正する条例	61
議案第 31 号	釧路市新規就農者誘致条例の一部を改正する条例	63
議案第 32 号	漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	67
議案第 33 号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	69
議案第 34 号	釧路市営住宅条例及び釧路市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例	71
議案第 35 号	釧路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	73
議案第 36 号	釧路市消防手数料条例の一部を改正する条例	75
議案第 37 号	釧路町との定住自立圏形成協定の変更について同意を求める件	77
議案第 38 号	損害賠償の額の決定等に関する件	81
議案第 39 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	83
議案第 40 号	令和 5 年度釧路市一般会計補正予算	85
議案第 41 号	令和 5 年度釧路市国民健康保険特別会計補正予算	119
議案第 42 号	令和 5 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算	125
議案第 43 号	令和 5 年度釧路市病院事業会計補正予算	131
議案第 44 号	令和 5 年度釧路市水道事業会計補正予算	139
議案第 45 号	令和 5 年度釧路市下水道事業会計補正予算	149
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件	157

令和6年度釧路市各会計予算

議案番号	件名
議案第3号	令和6年度釧路市一般会計予算
議案第4号	令和6年度釧路市国民健康保険特別会計予算
議案第5号	令和6年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算
議案第6号	令和6年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算
議案第7号	令和6年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算
議案第8号	令和6年度釧路市介護保険特別会計予算
議案第9号	令和6年度釧路市魚揚場事業特別会計予算
議案第10号	令和6年度釧路市駐車場事業特別会計予算
議案第11号	令和6年度釧路市動物園事業特別会計予算
議案第12号	令和6年度釧路市病院事業会計予算
議案第13号	令和6年度釧路市水道事業会計予算
議案第14号	令和6年度釧路市工業用水道事業会計予算
議案第15号	令和6年度釧路市下水道事業会計予算
議案第16号	令和6年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算
議案第17号	令和6年度釧路市港湾整備事業会計予算

(以上 別冊)

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

議案第18号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年釧路市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「事務に」を「特定個人番号利用事務に」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「特定個人情報に」を「利用特定個人情報に」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項第2号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。

別表第2の1の項中「法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報のうち、生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務を処理するために必要とされるもの」に、「特定個人情報に」を「利用特定個人情報に」に改め、同表の7の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務（当該事務を掲げている同表の項の第4欄に生活保

護関係情報を掲げているもの」を「特定個人番号利用事務（当該特定個人番号利用事務を処理するために必要とされる利用特定個人情報に生活保護関係情報を含むもの」に改める。

別表第3の1の項中「法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報のうち、生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務を処理するために必要とされるもの」に、「特定個人情報に」を「利用特定個人情報に」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 19 号

釧路市職員定数条例の一部を改正する条例

釧路市職員定数条例（平成 17 年釧路市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

職 員 の 定 数

1 市長の事務部局（病院及び診療所を除く。）の職員（市長の事務部局の職員を併任する幼稚園の職員を含む。）	969 人
2 病院及び診療所の職員	890 人
3 上下水道部の職員	130 人
4 議会事務局の職員	12 人
5 選挙管理委員会の職員	5 人
6 監査事務局の職員（公平委員会の職員を併任する者を含む。）	6 人
7 農業委員会事務局の職員	4 人
8 消防本部及び署の職員	323 人
9 教育委員会事務局の職員	136 人
10 教育委員会所管の学校職員（市長の事務部局の職員を併任する幼稚園の職員を除く。）	66 人
計	2,541 人

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

各課業務体制の見直し、業務量の増減等による減員及び増員を行いたく、
本案を提出するものである。

議案第 20 号

釧路市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
の一部を改正する条例

釧路市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年
釧路市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条」に改める。

附則第 14 条第 1 項及び第 2 項中「2 級の欄に掲げる基準給料月額」を「
に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

本市職員の定年年齢の引上げ等に鑑み、暫定再任用職員に係る給料月額の特例を廃止いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 2 1 号

釧路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

釧路市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年釧路市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 号アの表 4 級の項中「係長」を「専門員」に改め、同表 5 級の項中「課長補佐」を「係長」に改め、同表 6 級の項及び 7 級の項を次のように改める。

6 級	(1) 部次長の職務 (2) 課長の職務
7 級	部長の職務

別表第 3 第 1 号イの表 4 級の項中「係長」を「専門員」に改め、同表 5 級の項中「課長補佐」を「係長」に改め、同表 6 級の項及び 7 級の項を次のように改める。

6 級	(1) 本部次長の職務 (2) 課長の職務
7 級	消防長の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(施行の日の前日において部次長の職務にあった職員等に係る職務の級の特例)
- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の別表第 3 第 1 号アの表 7 級の項に掲げる部次長の職務又は同号イの表 7 級の項に掲げる本部次長の職務（その複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度の職務で規則で定めるものを含む。）にあった職員（同日以後に昇任若しくは降格又は退職をした者を除く。）に対する改正後の別表第 3 の規定の適用については、同表第 1 号アの表 6 級の項に掲げる部次長の職務は同表 7 級の項に掲げる職務

と、同号イの表 6 級の項に掲げる本部次長の職務は同表 7 級の項に掲げる職務と、それぞれみなす。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

係制の導入による本市職員の職制の見直し等に伴い、職務の級の分類の基準となるべき職務の内容について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 22 号

釧路市手数料条例の一部を改正する条例

釧路市手数料条例（平成 17 年釧路市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 項第 44 号中「既存建築物を除く」を「建築等（建築基準法第 86 条第 1 項に規定する建築等をいう。第 46 号において同じ。）をするものに限る」に改め、同項第 46 号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項第 47 号及び第 48 号中「の建築物の」の次に「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る」を加え、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をしようとするものに限る」に改め、同項第 49 号中「の建築物の」の次に「新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る」を加え、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をしようとするものに限る」に改め、同項中第 56 号を第 58 号とし、第 55 号の次に次の 2 号を加える。

(56) 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における接道規定の適用除外に係る範囲の認定申請手数料 1 件につき 70,000 円

(57) 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における道路内建築制限の適用除外に係る範囲の認定申請手数料 1 件につき 70,000 円

別表第 14 項第 1 号エ(ア)及び同表第 15 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第 5 号ア中「当該申請に係る建築物について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合に限る」を「イ及びウに掲げる場合を除く」に改め、同号エ中「当該申請に係る建築物について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定

を申請する場合に限る」を「才及びカに掲げる場合を除く」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、施行令に基づく事務に関する手数料を定めるとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 23 号

釧路市介護保険条例の一部を改正する条例

釧路市介護保険条例（平成 17 年釧路市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 号中「33,900 円」を「30,193 円」に改め、同条第 2 号中「42,714 円」を「45,456 円」に改め、同条第 3 号中「50,850 円」を「45,788 円」に改め、同条第 4 号中「61,020 円」を「59,724 円」に改め、同条第 5 号中「67,800 円」を「66,360 円」に改め、同条第 6 号中「81,360 円」を「79,632 円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同条第 7 号中「88,140 円」を「86,268 円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同条第 8 号中「101,700 円」を「99,540 円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同条第 9 号中「118,650 円」を「116,130 円」に改め、同号ア中「500 万円」を「420 万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同条第 10 号中「135,600 円」を「126,084 円」に改め、同号ア中「500 万円以上 1,000 万円未満」を「420 万円以上 520 万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」を加え、同条第 11 号中「155,940 円」を「165,900 円」に改め、同号を同条第 14 号とし、同条第 10 号の次に次の 3 号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 139,356 円

ア 合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満である者であり、か

つ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 152,628円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 159,264円

ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第9条第3項中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の釧路市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和6年度から令和8年度までにおける保険料率の特例)

- 3 新条例第6条第1号に該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,912円とする。
- 4 新条例第6条第2号に該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,184円とする。
- 5 新条例第6条第3号に該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、45,456円とする。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

第9期釧路市介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から3年間の介護保険の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の段階の判定に用いる合計所得金額について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 24 号

釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に
関する条例の一部改正)

第 1 条 釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準
等に関する条例（平成 25 年釧路市条例第 16 号）の一部を次のように改
正する。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 65 条」を「第 65 条第 1 項」に改め、同項
中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「当
該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随
時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設」を「同一敷地」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の
知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、
電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 203 条第
1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するフ
ァイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第 24 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次
に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得
ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以
下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中「第5号まで」を「第4号まで及び第6号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中「から第3号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項中「から第3号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の22中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の26第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の39第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項中「から第3号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1

回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対

応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア

の規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
 - 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
 - 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。
- 第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第149条中「及び第102条」を「、第102条及び第106条の2」に改め、「、第102条」の次に「及び第106条の2」を加える。
- 第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。
- 第152条第1項第7号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。
- 第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、

新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第102条」を「、第102条及び第106条の2」に改め、「、第102条」の次に「及び第106条の2」を加える。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「まで、第102条」の次に「、第106条の2」を、「と、第102条」の次に「及び第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型

居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（釧路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 釧路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例（平成25年釧路市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中「から第3号まで」を「第2号及び第4号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に

中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

とする。)を定期的を開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療

機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（釧路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 釧路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年釧路市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第4条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第32号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。

) が 4 4」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 4 9 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 5 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第 2 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第 6 条中第 8 項を第 9 項とし、同条第 7 項中「第 4 項の」を「第 5 項の」に改め、同項第 1 号中「第 4 項各号」を「第 5 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項第 1 号」を「第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「第 6 項」を「第 8 項」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 3 3 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条中第31号を第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条中第29号を第31号とし、第18号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号まで」を「第5号から第14号まで」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第16号を第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条中第15号を第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第3号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項中「から第3号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第1号中「第15条第13号」を「第15条第15号」に改め、同項第2号イ中「第15条第7号」を「第15条第9号」に改め、同号ウ中「第15条第9号」を「第15条第11号」に改め、同号エ中「第15条第15号」を「第15条第17号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項

第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「第15条第28号」を「第15条第30号」に改め、「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(釧路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 釧路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例(平成27年釧路市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第33号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重

要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第24条第3項中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改める。

第30条第2項中「から第3号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第1号中「第32条第14号」を「第32条第16号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第32条第9号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改め、同号エ中「第32条第16号に規定する」を「第32条第18号の規定による」に改め、同号オ中「第32条第17号」を「第32条第19号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第32条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条中第30号を第32号とし、第20号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第19号中「第3号から第13号まで」を「第5号から第15号まで」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第18号を第20号とし、同条第17号中「第14号」を「第16号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行

うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3か月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条中第17号を第19号とし、第3号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められ

た場合には、その求めに応じなければならない。

第 35 条第 1 項中「第 32 条第 28 号」を「第 32 条第 30 号」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 34 条の改正規定、第 2 条中釧路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例第 32 条の改正規定、第 3 条中釧路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第 24 条の改正規定及び第 4 条中釧路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例第 23 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の適正化に係る経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第 92 条第 7 号及び第 197 条第 7 号並びに第 2 条の規定による改正後の釧路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第 53 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正及び規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 25 号

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年釧路市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第 53 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支

援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の重要事項についてインターネットを利用した公衆への閲覧を義務付けるとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第26号

釧路市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

釧路市児童発達支援センター条例（平成25年釧路市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第3条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

児童福祉法の一部改正に伴い、法の引用条項等について規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 27 号

釧路市地区会館条例の一部を改正する条例

釧路市地区会館条例（平成 17 年釧路市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 釧路市駒場会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路市駒場会館の廃止に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 28 号

釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

釧路市国民健康保険条例（平成 18 年釧路市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第 2 号ウ中「（以下「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 11 条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 12 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般

被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の45」を「100分の42」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の20」を「100分の23」に、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第14条から第17条までを次のように改める。

第14条から第16条の2まで 削除

(基礎賦課限度額)

第17条 第11条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第17条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第17条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の45」を「100分の42」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の20」を「100分の23」に、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第17条の6から第17条の10までを次のように改める。

第17条の6から第17条の9まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第17条の10 第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第18条第2号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第21条第1項第1号中「100分の45」を「100分の42」に改め、同項第3号中「100分の20」を「100分の23」に改める。

第25条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「、第14条、第17条の3若しくは第17条の6」を「若しくは第17条の3」に、「又は第19条」を「若しくは第19条」に、「に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第26条の3第1項(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第26条の3第2項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは第26条の4第1項各号若しくは第2項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第2項中「、第14条、第17条の3若しくは第17条の6の額又は第19条」を「若しくは第17条の3の額若しくは第19条」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第26条の3第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第26条の3第2項第1号若しくは第26条の4第1項各号若しくは第2項各号」に改める。

第26条第1項中「又は第14条」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「

54万5,000円」に改め、同条第3項中「又は第14条」及び「又は第17条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第14条」を削る。

第26条の3第1項及び第2項第1号中「又は第16条」を削り、同条第4項中「又は第16条」及び「又は第17条の8」を削る。

第26条の4第1項及び第2項中「又は第14条」を削り、同条第3項中「又は第14条」及び「又は第17条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第14条」を削る。

附則第17項の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同項中「附則第22条」を「附則第7条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

国民健康保険法の一部改正等に伴い、所要の改正及び規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

- 1 北海道国民健康保険運営方針に基づく道内市町村の保険料率の統一に向け、保険料の賦課割合を変更すること。
- 2 保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を24万円とする

こと。

3 保険料の軽減措置関係

(1) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円とすること。

(2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円とすること。

4 退職者医療制度の廃止等に伴う規定の整備をすること。

議案第 29 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

- (1) 釧路市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 139 号）第 4 条
- (2) 釧路市公設地方卸売市場事業の設置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 297 号）第 5 条
- (3) 釧路市港湾整備事業の設置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 221 号）第 4 条
- (4) 釧路市公営企業の設置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 280 号）第 8 条

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例における法の引用条項について規定の整理をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第30号

釧路市企業立地促進条例の一部を改正する条例

釧路市企業立地促進条例（平成17年釧路市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表第2設備投資資金助成の項助成の対象となる事業場の欄中「かつ、その新設又は増設」を「かつ、新設の場合にあっては、その新設」に改め、同項補助金の額の欄中「100分の8」の次に「（増設の場合であって、その増設に伴って新たに雇用される者の数が5人未満であるときは、100分の4）」を、「は1億円」の次に「（新設の場合であって、かつ、その新設に伴って新たに雇用される者の数が10人以上である場合は、その額が2億円を超えるときは2億円）」を加え、「あっては1,000万円」を「あってはその額が1,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の釧路市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者となる者について適用し、同日前に指定事業者となった者については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

設備投資資金助成に係る対象要件及び補助金の額について見直したく、本案を提出するものである。

議案第 3 1 号

釧路市新規就農者誘致条例の一部を改正する条例

釧路市新規就農者誘致条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 7 条までを次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人経営体 家族経営体（生計を一にしている者のみで農業経営を行う経営体をいう。以下同じ。）のうち、法人でない経営体をいう。
- (2) 一戸一法人 家族経営体のうち、法人である経営体をいう。
- (3) 農業後継者 親族（3 親等以内の親族に限る。以下同じ。）が市内において経営する個人経営体又は一戸一法人に就農する者をいう。
- (4) 新規就農者 個人経営体の経営をする者、一戸一法人又は農業後継者であって、第 4 条に規定する要件に該当するものとして市長の認定を受けたものをいう。

（認定の申請）

第 3 条 新規就農者の認定を受けようとする者は、認定申請書に営農計画書その他規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、この条例に基づく新規就農者の認定を受けたことがある者並びに当該者を構成員とする個人経営体の経営をする者（農業後継者を除く。）及び一戸一法人は、することができない。

（認定の要件）

第 4 条 新規就農者の認定を受けることができる者は、市内に住所（一戸一法人にあつては、本店又は主たる事務所をいう。以下同じ。）及び営農地を有し、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 2 条第

1 項に規定する農業経営改善計画又は同法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画（以下「農業経営改善計画等」という。）の認定を受けている者であつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件その他規則で定める要件に該当するものとする。

(1) 個人経営体を経営する者 成年者であつて、農業経営を開始してから 3 年以内のもの

(2) 一戸一法人 農業経営を開始してから 3 年以内のもの

(3) 農業後継者 次のいずれにも該当するもの

ア 成年者であるもの

イ 市内に住所を有した日から 5 年を経過する日までの間にある者であつて、当該市内に住所を有した日以前の 10 年間において市外に住所を有していた期間が通算して 5 年以上であるもの

ウ 親族が市内において経営する個人経営体又は一戸一法人の経営に携わる者となつてから 3 年以内のもの

(認定)

第 5 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定による申請があつたときは、その内容を調査し、及び審査して認定の可否を決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

(認定の取消し)

第 6 条 市長は、新規就農者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 市内に住所又は営農地を有しないこととなつたとき。

(2) 農業経営改善計画等の取消しを受けたとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、新規就農者の認定を受けたとき。

(4) 市税を滞納したとき。

(5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行つたと認められるとき。

(奨励金の交付等)

第7条 市長は、新規就農者に対し、新規就農奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

2 奨励金は、新規就農者がその認定を受けた日の属する年から当該年の翌々年までの各年において当該新規就農者からの申請に基づき交付するものとし、交付する奨励金の額は、当該各年につき100万円とする。

3 前項の規定による新規就農者の認定の日の属する年の翌年及び翌々年における奨励金の交付は、それぞれ、これらの年の前年における農業収入の額が、第3条第1項の規定による申請の際に提出された営農計画書に定めた当該年の農業収入の目標額に100分の50を乗じて得た額を超えている場合に限り、これを行うことができる。ただし、天災その他市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第1号中「離農し」を「農業経営を廃止し」に、「転出した」を「転出し、若しくは移転した」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（奨励金の交付申請）

第8条 奨励金の交付を受けようとする新規就農者は、前条第2項に規定する各年において、交付申請書に規則で定める書類を添付して、市長が指定する期日までに申請しなければならない。

（受給者の義務）

第9条 奨励金の交付を受けた者は、当該奨励金を営農資金その他営農に必要な研修等の資金として活用するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

新規就農奨励金の交付対象として認定する新規就農者の範囲を見直すとともに、奨励金の額を増額する等の所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 3 2 号

漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第 4 条第 2 号」を「第 4 条第 1 項第 2 号」に改める。

(1) 釧路市北海道営水産基盤整備事業分担金徴収条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 9 1 号）第 1 条

(2) 釧路市営水産基盤整備事業分担金徴収条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 9 2 号）第 1 条

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整理をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 33 号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成 17 年釧路市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中「主要構造部は、耐火構造」を「部分の主要構造部にあっては、特定主要構造部を耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部を 1 時間準耐火構造」に改める。

第 54 条第 1 項中「第 108 条の 3 第 3 項」を「第 108 条の 4 第 3 項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第 2 項中「第 108 条の 3 第 4 項」を「第 108 条の 4 第 4 項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 55 条中「第 128 条の 6 第 1 項」を「第 128 条の 7 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

建築基準法の一部改正等に伴い、条例で付加する防火上の主要構造部規制について同法に準じた合理化の措置を講じるとともに、規定の整備をいたし

たく、本案を提出するものである。

議案第 34 号

釧路市営住宅条例及び釧路市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(釧路市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 釧路市営住宅条例（平成 17 年釧路市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「とする」の次に「親族等（」を、「含む。」の次に「）又は事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。」を加え、同条第 6 号中「親族」を「親族等」に改める。

第 9 条第 1 項第 2 号、第 14 条第 1 項、第 44 条の 4 第 4 号、第 45 条第 2 項第 1 号及び第 6 号並びに第 66 条第 1 項第 1 号及び第 3 号中「親族」を「親族等」に改める。

(釧路市地域優良賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 釧路市地域優良賃貸住宅条例（令和 2 年釧路市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号中「その者の」の次に「親族等（」を、「含む。」の次に「）又は事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。」を加え、同条第 6 号から第 8 号までの規定中「親族」を「親族等」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

釧路市パートナーシップ宣誓制度の創設に鑑み、市営住宅等に入居することができる者の要件を見直したく、本案を提出するものである。

議案第 35 号

釧路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

釧路市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年釧路市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 900 円」を「9, 100 円」に改める。

別表中「12, 440 円」を「12, 500 円」に、「13, 320 円」を「13, 350 円」に、「10, 670 円」を「10, 800 円」に、「11, 550 円」を「11, 650 円」に、「8, 900 円」を「9, 100 円」に、「9, 790 円」を「9, 950 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 2 項第 2 号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、

補償基礎額について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第36号

釧路市消防手数料条例の一部を改正する条例

釧路市消防手数料条例（平成17年釧路市条例第239号）の一部を次のように改正する。

別表3の項のオ中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、改正後の釧路市消防手数料条例の規定は、同日以後の申請に係る手数料について適用する。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵所の設置許可申請に係る審査の手数を改定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 37 号

釧路町との定住自立圏形成協定の変更について同意を求める件

釧路町と締結した定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行
応第 39 号）に規定する定住自立圏形成協定を次のとおり変更することにつ
いて、議会の同意を得たい。

記

釧路市釧路町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定（案）（別紙
）

令和 6 年 2 月 22 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路町との定住自立圏形成協定を変更することについて、釧路市議会の議
決すべき事件に関する条例の規定により議決を得たく、本案を提出するもの
である。

（参考）

釧路市議会の議決すべき事件に関する条例抜粋

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、
本市議会の議決すべき事件を次のとおり定める。

（1 号 略）

- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）
に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定
の廃止を求める旨を決定すること。

(別 紙)

釧路市釧路町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定（案）

釧路市（以下「甲」という。）と釧路町（以下「乙」という。）は、平成22年3月24日に締結した釧路市釧路町定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号イに次のように加える。

(イ) 病児保育事業に関する連携

a 取組の内容

安心して子育てができる環境を整備するため、病児保育事業の充実を図る。

b 甲の役割

(a) 釧路市において病児保育を実施する者に対し、補助その他必要な支援を行う。

(b) 病児保育に関する認知度の向上を図るため、住民に対し、広報その他必要な情報提供を行う。

c 乙の役割

(a) 甲と協議の上、病児保育施設の広域利用に対し、必要な経費を負担する。

(b) 病児保育に関する認知度の向上を図るため、住民に対し、広報その他必要な情報提供を行う。

議案第38号

損害賠償の額の決定等に関する件

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和5年9月23日

釧路市新栄町21番14号

2 損害賠償の額 2,217,600円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として2,217,600円を負担する。

(2) 和解の相手方は、市に対し、市有車両に係る損害賠償金として52,404円を負担する。

(3) 和解の当事者は、本件交通事故に関し、相手方に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させたく、本案を提出するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1～11号 略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(以下 略)

議案第39号

農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を、釧路市農業委員会委員に任命いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名
氏	名

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

(2～7項 略)

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。(以下 略)

議案第40号

令和5年度釧路市一般会計補正予算

令和5年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,222,283千円を追加し、歳入歳出それぞれ107,657,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更及び追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更及び追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		26,510,561	437,637	26,948,198
	1 国庫負担金	17,520,749	216,816	17,737,565
	2 国庫補助金	8,943,040	220,821	9,163,861
16 道支出金		6,172,801	112,500	6,285,301
	1 道負担金	4,789,040	108,408	4,897,448
	2 道補助金	1,051,989	4,092	1,056,081
18 寄附金		3,326,034	26,538	3,352,572
	1 寄附金	3,326,034	26,538	3,352,572
19 繰入金		1,497,481	120,408	1,617,889
	2 基金繰入金	1,468,433	120,408	1,588,841
22 市債		7,500,759	525,200	8,025,959
	1 市債	7,500,759	525,200	8,025,959
歳入合計		106,435,571	1,222,283	107,657,854

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		12,999,208	106,350	13,105,558
	1 総務管理費	12,744,622	106,350	12,850,972
3 民生費		33,329,177	434,312	33,763,489
	1 社会福祉費	7,649,081	349,146	7,998,227
	3 児童福祉費	9,847,198	85,166	9,932,364
6 農林水産業費		1,343,257	7,583	1,350,840
	1 農業費	855,897	94	855,991
	3 水産業費	110,778	7,489	118,267
7 商工費		3,950,718	2,000	3,952,718
	1 商工費	3,950,718	2,000	3,952,718
8 土木費		6,678,114	421,000	7,099,114
	2 道路橋梁費	2,972,932	84,000	3,056,932
	6 住宅費	2,298,128	337,000	2,635,128
9 港湾費		1,305,078	226,800	1,531,878
	1 港湾費	1,305,078	226,800	1,531,878
11 教育費		6,642,063	24,238	6,666,301
	1 総務費	2,760,220	24,238	2,784,458
歳出合計		106,435,571	1,222,283	107,657,854

第2表 繰越明許費補正

区 分		款	項	事 業 名	金 額
変 更	補正前	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	物 価 高 騰 対 応 重 点 支 援 地 方 創 生 臨 時 交 付 金 事 業	千円 616,250
	補正後				754,752
追 加		2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	戸 籍 情 報 ・ 住 民 基 本 台 帳 シ ス テ ム 改 修 事 業	27,409
		4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業	20,002
		6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	施 設 園 芸 生 産 基 盤 緊 急 支 援 事 業	90
		8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	市 道 整 備 事 業	84,000
			6 住 宅 費	公 営 住 宅 等 建 設 事 業	337,000
		9 港 湾 費	1 港 湾 費	国 直 轄 港 湾 工 事 負 担 金	226,800

第3表 債務負担行為補正

区 分	事 項	期 間	限 度 額
			千円
	市有施設補修・改修事業費	令和6年度	43,703
	地区会館維持費	令和6年度	1,154
	児童発達支援センター施設整備費	令和6年度	12,661
	火葬場業務委託費	令和6年度から令和10年度まで	405,269
	大資金利子特別支給費	令和6年度から令和30年度まで	648
	道路維持補修費	令和6年度	13,794
追 加	市道整備事業費	令和6年度	192,200
	低地帯浸水対策事業費	令和6年度	7,843
	公園維持管理費	令和6年度	6,426
	港湾施設整備費	令和6年度	11,000
	国直轄港湾工事負担金	令和6年度	225,000
	小学校施設整備費	令和6年度	4,301
	市民文化会館施設整備費	令和6年度	24,123

第4表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
		千円	千円	千円
変 更	市 道 整 備 事 業 費	731,300	35,900	767,200
	公 営 住 宅 等 建 設 費	976,100	168,400	1,144,500
	国 直 轄 港 湾 工 事 負 担 金	766,300	226,700	993,000
	過 疎 対 策 事 業 債 (ソ フ ト 分)	264,600	63,700	328,300
追 加	学 校 教 育 活 動 体 制 整 備 事 業 費	0	21,700	21,700
	道 路 橋 梁 災 害 復 旧 費	0	7,340	7,340
	公 園 施 設 災 害 復 旧 費	0	550	550
	清 掃 施 設 災 害 復 旧 費	0	910	910
計		7,500,759	525,200	8,025,959

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	26,510,561	437,637	26,948,198
16 道支出金	6,172,801	112,500	6,285,301
18 寄附金	3,326,034	26,538	3,352,572
19 繰入金	1,497,481	120,408	1,617,889
22 市債	7,500,759	525,200	8,025,959
歳入合計	106,435,571	1,222,283	107,657,854

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	12,999,208	106,350	13,105,558	15,171	0	100	91,079
3 民生費	33,329,177	434,312	33,763,489	325,224	0	200	108,888
4 衛生費	6,035,992	0	6,035,992	0	910	0	△ 910
6 農林水産業費	1,343,257	7,583	1,350,840	4,092	0	0	3,491
7 商工費	3,950,718	2,000	3,952,718	0	0	2,000	0
8 土木費	6,678,114	421,000	7,099,114	216,500	204,850	0	△ 350
9 港湾費	1,305,078	226,800	1,531,878	0	226,700	0	100
11 教育費	6,642,063	24,238	6,666,301	△ 10,850	85,400	24,238	△ 74,550
12 災害復旧費	19,125	0	19,125	0	7,340	0	△ 7,340
歳出合計	106,435,571	1,222,283	107,657,854	550,137	525,200	26,538	120,408

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	26,510,561	437,637	26,948,198			
1 国庫負担金	17,520,749	216,816	17,737,565			
1 民生費負担金	17,313,965	216,816	17,530,781	1 社会福祉費負担金	174,240	障害福祉サービス費 (率1/2) 174,240
				2 児童福祉費負担金	42,576	障害児通所給付費 (率1/2) 42,576
2 国庫補助金	8,943,040	220,821	9,163,861			
1 総務費補助金	396,965	15,171	412,136	1 総務管理費補助金	15,171	戸籍情報・住民基本台帳システム改修事業費 (率10/10) 15,171
5 土木費補助金	1,094,387	216,500	1,310,887	2 道路橋梁費補助金	48,000	市道整備事業費 (率6/10) 48,000
				5 住宅費補助金	168,500	公営住宅等建設費 (率1/2) 168,500
8 教育費補助金	166,821	△ 10,850	155,971	1 総務費補助金	△ 10,850	学校教育活動体制整備事業費 (率1/2) △ 10,850

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金	6,172,801	112,500	6,285,301			
1 道負担金	4,789,040	108,408	4,897,448			
1 民生費負担金	4,744,494	108,408	4,852,902	1 社会福祉費負担金	87,120	障害福祉サービス費 (率1/4) 87,120
				2 児童福祉費負担金	21,288	障害児通所給付費 (率1/4) 21,288
2 道補助金	1,051,989	4,092	1,056,081			
5 農林水産業費補助金	189,491	4,092	193,583	1 農業費補助金	92	施設園芸生産基盤緊急支援事業費 (率1/2) 90
						大家畜特別支援資金利子補給費 (率2/3) 2
				3 水産業費補助金	4,000	漁業経営改善等事業費 (率1/2) 4,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金	3,326,034	26,538	3,352,572			
1 寄附金	3,326,034	26,538	3,352,572			
4 教育費寄附金	7,130	24,238	31,368	1 総務費寄附金	24,238	教育振興基金積立金 24,238
5 総務費寄附金	16,110	100	16,210	1 総務管理費寄附金	100	地域振興基金積立金 100
6 民生費寄附金	2,342	200	2,542	1 社会福祉費寄附金	200	福祉基金積立金 200
8 商工費寄附金	0	2,000	2,000	1 商工費寄附金	2,000	中小企業活性化基金積立金 2,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	1,497,481	120,408	1,617,889			
2 基金繰入金	1,468,433	120,408	1,588,841			
15 財政調整基金繰入金	683,334	120,408	803,742	1 財政調整基金繰入金	120,408	120,408

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
22 市債	7,500,759	525,200	8,025,959			
1 市債	7,500,759	525,200	8,025,959			
6 土木債	2,417,700	204,300	2,622,000	1 道路橋梁債	35,900	市道整備事業費
				4 住宅債	168,400	公営住宅等建設費
7 港湾債	924,500	226,700	1,151,200	1 港湾債	226,700	国直轄港湾工事負担金
9 教育債	1,438,200	21,700	1,459,900	1 総務債	21,700	学校教育活動体制整備事業費
11 過疎対策事業債(ソフ ト分)	264,600	63,700	328,300	1 過疎対策事業 債(ソフト分)	63,700	過疎対策事業債(ソフト分)
13 災害復旧債	0	8,800	8,800	1 土木施設災害 復旧債	7,890	道路橋梁災害復旧費 公園施設災害復旧費
				2 衛生施設災害 復旧債	910	清掃施設災害復旧費
歳 入 合 計	106,435,571	1,222,283	107,657,854			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	12,999,208	106,350	13,105,558	特定財源 15,271 一般財源 91,079			
1 総務管理費	12,744,622	106,350	12,850,972	特定財源 15,271 一般財源 91,079			
3 戸籍住民基本台帳費	278,558	27,409	305,967	特定財源 15,171 [内訳] 国庫支出金 15,171 一般財源 12,238	12 委託料	27,409	戸籍情報・住民基本台帳システム 改修事業費 27,409
5 企画振興費	7,759,766	72,710	7,832,476	特定財源 100 [内訳] 寄附金 100 一般財源 72,610	18 負担金補助 及び交付金 24 積立金	72,610 100	公共交通活性化事業費 72,610 生活交通バス路線運行維持対 策補助金 72,610 地域振興基金積立金 100
9 諸費	728,712	6,231	734,943	一般財源 6,231	22 償還金利子 及び割引料	6,231	歳入過剰納返還金 6,231

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 民生費	33,329,177	434,312	33,763,489	特定財源 325,424 一般財源 108,888			
1 社会福祉費	7,649,081	349,146	7,998,227	特定財源 261,560 一般財源 87,586			
1 総務費	413,970	200	414,170	特定財源 200 〔内訳〕 寄附金 200	24 積立金	200	福祉基金積立金 200
2 自立支援給付費	7,014,988	348,946	7,363,934	特定財源 261,360 〔内訳〕 国庫支出金 174,240 道支出金 87,120 一般財源 87,586	11 役務費 19 扶助費	465 348,481	障害福祉サービス費 348,946
3 児童福祉費	9,847,198	85,166	9,932,364	特定財源 63,864 一般財源 21,302			
1 総務費	5,286,288	85,166	5,371,454	特定財源 63,864 〔内訳〕 国庫支出金 42,576 道支出金 21,288 一般財源 21,302	11 役務費 19 扶助費	13 85,153	障害児通所給付費 85,166

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
						区分	金額	
	4 衛生費	6,035,992	0	6,035,992	特定財源 一般財源	910 △910		
	2 清掃費	4,205,844	0	4,205,844	特定財源 一般財源	910 △910		
	1 総務費	902,378	0	902,378	特定財源 [内訳] 市債 一般財源	910 △910		

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 農林水産業費	1,343,257	7,583	1,350,840	特定財源 4,092 一般財源 3,491			
1 農業費	855,897	94	855,991	特定財源 92 一般財源 2			
2 農業振興費	416,957	90	417,047	特定財源 90 [内訳] 道支出金	18 負担金補助 及び交付金	90	施設園芸生産基盤緊急支援事業費 90
3 畜産業費	322,988	4	322,992	特定財源 2 [内訳] 道支出金 2	18 負担金補助 及び交付金	4	大家畜特別支援資金利子補給費 4
3 水産業費	110,778	7,489	118,267	一般財源 2 特定財源 4,000 一般財源 3,489			
2 振興費	85,965	7,489	93,454	特定財源 4,000 [内訳] 道支出金 4,000 一般財源 3,489	18 負担金補助 及び交付金	7,489	漁業経営改善等事業費 4,000 赤潮対策支援事業費 3,489

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 商工費	3,950,718	2,000	3,952,718	特定財源	2,000		
1 商工費	3,950,718	2,000	3,952,718	特定財源	2,000		
1 商業振興費	2,803,431	2,000	2,805,431	特定財源	2,000	24 積立金	中小企業活性化基金積立金 2,000
				[内訳] 寄附金	2,000		

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 土木費	6,678,114	421,000	7,099,114	特定財源 421,350 一般財源 △350			
2 道路橋梁費	2,972,932	84,000	3,056,932	特定財源 83,900 一般財源 100			
3 道路新設改良費	881,056	84,000	965,056	特定財源 83,900	3 職員手当等 1,500		84,000 市道整備事業費
				[内訳] 国庫支出金 48,000 市債 35,900	8 旅費 102 10 需用費 1,876 13 使用料及び 賃借料 522 14 工事請負費 80,000		
5 公園費	781,790	0	781,790	一般財源 100 特定財源 550 一般財源 △550			
1 管理費	466,935	0	466,935	特定財源 550 [内訳] 市債 550			
6 住宅費	2,298,128	337,000	2,635,128	一般財源 △550 特定財源 336,900 一般財源 100			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
		2 建設費	1,728,393	337,000	2,065,393	特定財源 [内訳] 国庫支出金 市債 一般財源	14 工事請負費	337,000	公営住宅等建設費 337,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 港湾費	1,305,078	226,800	1,531,878	特定財源 226,700 一般財源 100			
1 港湾費	1,305,078	226,800	1,531,878	特定財源 226,700 一般財源 100			
2 建設費	791,327	226,800	1,018,127	特定財源 226,700 〔内訳〕 市債 226,700 一般財源 100	18 負担金補助 及び交付金	226,800	国直轄港湾工事負担金 226,800

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	6,642,063	24,238	6,666,301	特定財源 98,788 一般財源 △74,550			
1 総務費	2,760,220	24,238	2,784,458	特定財源 35,088 一般財源 △10,850			
2 事務局費	1,004,252	24,238	1,028,490	特定財源 35,088 [内訳] 国庫支出金 △10,850 寄附金 24,238 市債 21,700 一般財源 △10,850	24 積立金	24,238	教育振興基金積立金 24,238
6 社会教育費	1,387,876	0	1,387,876	特定財源 63,700 一般財源 △63,700			
5 生涯学習施設費	787,320	0	787,320	特定財源 63,700 [内訳] 市債 63,700 一般財源 △63,700			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
12 災害復旧費	19,125	0	19,125	特定財源 7,340 一般財源 △7,340			
2 土木施設災害復旧費	15,125	0	15,125	特定財源 7,340 一般財源 △7,340			
1 道路橋梁災害復旧費	8,000	0	8,000	特定財源 7,340 [内訳] 市債 7,340 一般財源 △7,340			
歳出合計	106,435,571	1,222,283	107,657,854	特定財源 1,101,875 一般財源 120,408			

繰越明許費に関する事項補正

2款 総務費

1項 総務管理費

5目 企画振興費

事業名	関係予算		繰越金額		繰り越しの事由
	節	金額	補正前	補正後	
物価高騰対応 重点支援地方創生 臨時交付金事業	3 職員手当等	4,724	473	2,198	国の繰越承認 事業として実 施する。
	10 需用費	7,202	1,499	3,851	
	11 役務費	44,655	8,202	23,373	
	12 委託料	137,506	5,850	23,180	
	13 使用料及び 賃借料	570	226	570	
	18 負担金補助 及び交付金	3,150,411	600,000	701,580	
	27 繰出金	298,400	0	0	
	計	3,643,468	616,250	754,752	
財源内訳	国庫補助金	3,555,259	616,250	754,752	
	雑入	25,300	0	0	
	一般財源	62,909	0	0	

繰越明許費に関する事項

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 戸籍住民基本台帳費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
戸籍情報・住民基本台帳システム改修事業	12 委託料	千円 29,204	千円 27,409	国の繰越承認事業として実施する。
財源内訳	国庫補助金	15,171	15,171	
	一般財源	14,033	12,238	

繰越明許費に関する事項

4款 衛生費

1項 保健衛生費

2目 予防費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
新型コロナウイルスワクチン接種事業	7 報償費	55,440	0	国の繰越承認事業として実施する。
	11 役務費	2,500	200	
	12 委託料	469,844	19,802	
	13 使用料及び賃借料	1,320	0	
	18 負担金補助及び交付金	57,552	0	
	計	586,656	20,002	
財源内訳	国庫負担金	206,784	10,755	
	国庫補助金	379,872	9,247	

繰越明許費に関する事項

6款 農林水産業費

1項 農業費

2目 農業振興費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
施設園芸生産基盤 緊急支援事業	18 負担金補助 及び交付金	千円 90	千円 90	国の繰越承認事業 として実施する。
財源内訳	道補助金	90	90	

繰越明許費に関する事項

8款 土木費

2項 道路橋梁費

3目 道路新設改良費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
市道整備事業	3 職員手当等	5,100	1,500	国の繰越承認事業として実施する。
	8 旅費	2,335	102	
	10 需用費	4,764	1,876	
	11 役務費	110	0	
	12 委託料	149,540	0	
	13 使用料及び賃借料	1,667	522	
	14 工事請負費	727,464	80,000	
	15 原材料費	524	0	
	17 備品購入費	293	0	
	18 負担金補助及び交付金	73,250	0	
26 公課費	9	0		
	計	965,056	84,000	
財源内訳	国庫補助金	247,542	48,000	
	市債	646,300	35,900	
	一般財源	71,214	100	

繰越明許費に関する事項

8款 土木費

6項 住宅費

2目 建設費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
公営住宅等建設事業	3 職員手当等	1,480	0	国の繰越承認事業として実施する。
	8 旅費	613	0	
	10 需用費	1,623	0	
	11 役務費	105	0	
	12 委託料	80,459	0	
	13 使用料及び賃借料	2,042	0	
	14 工事請負費	1,928,939	337,000	
	18 負担金補助及び交付金	26,732	0	
	21 補償補填及び賠償金	23,400	0	
	計	2,065,393	337,000	
財源内訳	国庫補助金	867,053	168,500	
	市債	1,144,500	168,400	
	一般財源	53,840	100	

繰越明許費に関する事項

9款 港 湾 費

1項 港 湾 費

2目 建 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
国直轄港湾工事負担金	18 負担金補助 及び交付金	993,150 千円	226,800 千円	国の繰越承認事業 として実施する。
財源内訳	市 債	993,000	226,700	
	一般財源	150	100	

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担期間		前年度末までの 支出現込額	当該年度支 出金額	翌年度以降の支 出金額		左の財 源内訳	左の財 源内訳
		期間	金額	期間	金額			特定財源	一般財源		
	市有施設 補修・改修事業費	令6	43,703	令6	43,703	-	-	43,703	基金繰入金 4,070 市債 24,700 計 28,770	14,933	
	地区会館維持費	令6	1,154	令6	1,154	-	-	1,154	基金繰入金 1,154	0	
	児童発達支援センター 施設整備費	令6	12,661	令6	12,661	-	-	12,661	市債 12,600	61	
	火葬場業務委託費	令6~令10	405,269	令6~令10	405,269	-	-	405,269	0	405,269	
	大家畜特別 資金利子補給費	令6~令30	648	令6~令30	648	-	-	648	道補助金 432	216	
	道路維持補修費	令6	13,794	令6	13,794	-	-	13,794	市債 13,700	94	
	市道整備事業費	令6	192,200	令6	192,200	-	-	192,200	市債 183,200	9,000	
	低地帯浸水対策事業費	令6	7,843	令6	7,843	-	-	7,843	0	7,843	

追 加

区分	事項	限度額		負担額		前年度 末までの 支出見込額	当該年度支出予定額		翌年度以降の支出予定額	
		期間	金額	期間	金額		金額	左の財源内訳	金額	左の財源内訳
			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	公園維持管理費	令6	6,426	令6	6,426	-	-	-	市債 4,600	1,826
	港湾施設整備費	令6	11,000	令6	11,000	-	-	-	市債 11,000	0
	国直轄港湾工事負担金	令6	225,000	令6	225,000	-	-	-	市債 225,000	0
	小学校施設整備費	令6	4,301	令6	4,301	-	-	-	0	4,301
	市民文化会館 施設整備費	令6	24,123	令6	24,123	-	-	-	0	24,123
補正前			37,035,049		35,996,035	元金 22,601,180	元金 7,248,309		6,146,546	1,903,084
	合計	-		-		割増金 113,353	割増金 4,874	2,745,667	4,243,462	4,507,516
補正後			37,983,171		36,944,157	計 22,714,533	計 7,253,183		7,094,668	2,370,750

正 補 書 細 明 費 与 給

2 一 般 職 員 給
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)		
補 正 後	(787) 1,478	1,126,327	5,573,695	4,105,642	10,805,664	12,866,965
補 正 前	(787) 1,478	1,126,327	5,573,695	4,104,142	10,804,164	12,865,365
比 較	(0) 0	0	0	1,500	1,500	1,500

※()は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	給 付 手 当 (千円)	直 接 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	手 当 通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
補 正 後		212,364	97,395	242,500	154,179	1,310,840	987,991	144,671	181,545			
補 正 前		212,364	97,395	242,500	154,179	1,310,840	987,991	144,671	181,545			
比 較		0	0	0	0	0	0	0	0			
区 分		教 員 特 別 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 付 (千円)	手 当 直 接 (千円)	退 職 手 当 (千円)	合 計 (千円)				
補 正 後		4,800	62,299	188,970	1,825	9,600	506,663	4,105,642				
補 正 前		4,800	62,299	187,470	1,825	9,600	506,663	4,104,142				
比 較		0	0	1,500	0	0	0	1,500				

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

了 了 会 計 年 度 任 用 職 員 以 外 の 職 員

区 分	職 員 数 (人)	給 与			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)		
補 正 後	(2) 1,417	-	5,196,874	3,794,440	8,991,314	10,703,562
補 正 前	(2) 1,417	-	5,196,874	3,792,940	8,989,814	10,702,062
比 較	(0) 0	-	0	1,500	1,500	1,500

※()は短時間勤務職員について外数で記載している。

職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	寒冷手当 (千円)	地手当 (千円)	当期末手当 (千円)	勤働手当 (千円)	勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	当 (千円)
	補正後	212,364	96,495	242,500	154,179	1,039,940	987,991	122,728	181,545			
	補正前	212,364	96,495	242,500	154,179	1,039,940	987,991	122,728	181,545			
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	教員特別手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	夜勤休日給 (千円)	当直手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	手当 (千円)	手当 (千円)	手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	4,800	62,095	180,539	1,825	—	9,600	497,839	3,794,440			
	補正前	4,800	62,095	179,039	1,825	—	9,600	497,839	3,792,940			
	比較	0	0	1,500	0	—	0	0	1,500			

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
職員手当等	1,500	2 その他の増減分	1,500	

議案第41号

令和5年度釧路市国民健康保険特別会計補正予算

令和5年度釧路市の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険収入		16,817,797	0	16,817,797
	1 国民健康保険料	2,500,418	△ 131,638	2,368,780
	5 繰入金	1,759,061	131,638	1,890,699
歳入合計		16,817,797	0	16,817,797

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	2,500,418	△ 131,638	2,368,780
5 繰入金	1,759,061	131,638	1,890,699
歳入合計	16,817,797	0	16,817,797

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険収入	16,817,797	0	16,817,797			
1 国民健康保険料	2,500,418	△ 131,638	2,368,780			
1 一般被保険者国民健康 保険料	2,500,259	△ 131,638	2,368,621	1 現年度分	△ 123,032	医療保険分 △ 80,918 介護保険分 △ 12,984 後期高齢者支援金等分 △ 29,130
				2 滞納繰越分	△ 8,606	医療保険分 △ 5,604 介護保険分 △ 1,117 後期高齢者支援金等分 △ 1,885
5 繰入金	1,759,061	131,638	1,890,699			
2 基金繰入金	146,015	131,638	277,653	1 基金繰入金	131,638	国民健康保険事業運営基金繰入金 131,638
歳 入 合 計	16,817,797	0	16,817,797			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民健康保険費	16,817,797	0	16,817,797	特定財源 0			
3 国民健康保険事業 業費納付金	4,057,008	0	4,057,008	特定財源 0			
1 一般被保険者医療 給付費	3,005,246	0	3,005,246	特定財源 0			
				[内訳] 国民健康保 険料 繰入金 △86,522			
				繰入金 86,522			
3 一般被保険者後 期高齢者支援金 等	831,698	0	831,698	特定財源 0			
				[内訳] 国民健康保 険料 繰入金 △31,015			
				繰入金 31,015			
4 介護納付金	219,753	0	219,753	特定財源 0			
				[内訳] 国民健康保 険料 繰入金 △14,101			
				繰入金 14,101			
歳出合計	16,817,797	0	16,817,797	特定財源 0			

議案第 4 2 号

令和 5 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 5 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 1 0 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 5 6 , 6 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業収入		千円 456,004	千円 610	千円 456,614
	4 寄附金	3,401	610	4,011
歳入合計		456,004	610	456,614

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業費		千円 456,004	千円 610	千円 456,614
	1 事業費	437,173	610	437,783
歳出合計		456,004	610	456,614

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
4 寄 附 金	千円 3,401	千円 610	千円 4,011
歳 入 合 計	456,004	610	456,614

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
1 事 業 費	千円 437,173	千円 610	千円 437,783	千円 0	千円 0	千円 610	千円 0
歳 出 合 計	456,004	610	456,614	0	0	610	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	456,004	610	456,614			
4 寄附金	3,401	610	4,011			
1 寄附金	3,401	610	4,011	1 動物園事業寄附金	610	動物園整備基金積立金 610
歳 入 合 計	456,004	610	456,614			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
	1	動物園事業費	456,004	610	456,614	特定財源 610			
		1 事業費	437,173	610	437,783	特定財源 610			
		1 管理費	437,173	610	437,783	特定財源 610	24 積立金	610	動物園整備基金積立金 610
						[内訳] 寄附金 610			
歳出合計			456,004	610	456,614	特定財源 610			

議案第43号

令和5年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和5年度釧路市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 資本的収入	922,831千円	1,050千円	923,881千円
第3項 寄附金	1千円	1,050千円	1,051千円
支		出	
第1款 資本的支出	1,825,015千円	1,050千円	1,826,065千円
第4項 基金積立金	10千円	1,050千円	1,060千円

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

令和5年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収入

		(単位: 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入	3 寄附金		922,831	1,050	923,881	
		1 寄附金	1	1,050	1,051	
		1 寄附金	1	1,050	1,051	

支出

		(単位: 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の支出	4 基金積立金		1,825,015	1,050	1,826,065	
		1 基金積立金	10	1,050	1,060	
		1 基金積立金	10	1,050	1,060	

令和5年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は損失)	△ 1,130,791
減価償却費	1,346,063
固定資産売却費	36,782
有形固定資産売却損益 (△は益)	1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 71,352
長期前受金戻入額	△ 167,931
修学資金給与費	30,344
長期前払消費税の増減額 (△は増加)	20,879
受取利息及び受取配当金	△ 11
支払利息	114,880
未収金の増減額 (△は増加)	836,710
貯蔵品の増減額 (△は増加)	1,000
前払金の増減額 (△は増加)	1,040
その他流動資産の増減額 (△は増加)	1,007
未払金の増減額 (△は減少)	△ 421,963
未払費用の増減額 (△は減少)	4,122
預り金の増減額 (△は減少)	5,748
小計	606,528
利息及び配当金の受取額	11
利息の支払額	△ 114,880
業務活動によるキャッシュ・フロー	491,659

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 836,364
有形固定資産の売却による収入	1
国庫補助金等の返還による支出	△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	100,000
修学資金の貸付による支出	△ 66,816
修学資金の返還による収入	2,829
基金の積立による支出	△ 1,060
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 801,710

3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 2,000,000
建設改良費等の財源に充てたための企業債による収入	820,000
建設改良費等の財源に充てたための企業債の償還による支出	△ 837,889
寄附金による収入	1,051
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 16,838</u>
4 資金減少額	326,889
5 資金期首残高	5,590,055
6 資金期末残高	<u>5,263,166</u>

令和5年度釧路市病院事業予定貸借対照表補正

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		資 本 の 部	
固定資産	33,391,526	未払費用	1,551,700
減価償却累計額	△ 22,858,685	引当金	4,122
有形固定資産合計	10,532,841	賞与引当金	62,513
無形固定資産	4,478	法定福利引当金	441,479
電話加入権		流動負債合計	3,253,757
無形固定資産合計	4,478		
投資その他の資産	253,693	繰延税金	5,231,583
長期貸付金	1,365	繰延税金累計額	△ 4,188,101
長期貸付金	20,172	繰延税金累計額	1,043,482
長期前払消費税	509,275	繰延税金累計額	15,992,462
投資その他の資産合計	784,505		
固定資産合計	11,321,824		
流動資産	5,263,166	資本	1,288,219
現金	2,733,489	剰余金	
未収引当金	2,724,194	資本剰余金	48,420
貸倒引当品	76,257	受贈財産評価額	18,368
貯蔵品	44,000	他会計負担金	1,833
その他流動資産		寄附金	68,621
流動資産合計	8,107,617	資本剰余金合計	2,080,139
流動負債	19,429,441	当年度未処分利益剰余金	2,080,139
固定負債	8,332,239	利益剰余金合計	2,148,760
企業債	3,362,984	剰余金合計	3,436,979
建設改良費等の財源に充てるための企業債		負債資本合計	19,429,441
引当	3,362,984		
退職給付引当金			
引当金合計	3,362,984		
固定負債合計	11,695,223		
流動負債	1,110,862		
企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債			
企業債合計	1,110,862		

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
・ 減価償却の方法
定額法による。
・ 主な耐用年数
建物 10～47年
構築物 10～50年
器械備品 4～10年
車両 6年
- (2) リース資産
・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
- 3 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
- 4 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は4,721,551千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
釧路市病院事業会計は、市立釧路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立釧路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

	(単位 千円)	
	市立釧路総合病院	高等看護学院
医業収益	15,810,169	0
医業費用	17,859,882	0
医業損益	△ 2,049,713	0
経営損益	223,793	1,336
セグメント資産	21,128,746	0
セグメント負債	16,562,027	0
その他の項目		
他会計繰入金	1,412,343	66,028
減価償却費	1,227,833	0
特別利益	101,370	0
特別損失	153,775	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	517,344	0
合計	15,810,169	15,810,169
合計	17,859,882	17,859,882
合計	△ 2,049,713	△ 2,049,713
合計	223,793	225,129
合計	21,128,746	21,128,746
合計	16,562,027	16,562,027

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	(単位 千円)	
	市立釧路総合病院	高等看護学院
セグメント資産	19,429,441	0
セグメント負債	15,992,462	0
その他の項目		
他会計繰入金	1,380,000	76,155
減価償却費	1,346,063	0
特別利益	120,001	0
特別損失	198,209	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 546,483	0
合計	19,429,441	19,429,441
合計	15,992,462	15,992,462
合計	1,380,000	1,456,155
合計	1,346,063	1,346,063
合計	120,001	120,001
合計	198,209	198,209
合計	△ 546,483	△ 546,483

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金9,295千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金386,504千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金441,479千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金83,081千円を取り崩す。

議案第44号

令和5年度釧路市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度釧路市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業

ア 管路布設 9,841m

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,031,102千円」を「3,291,219千円」に、「388,472千円」を「648,589千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	5,823,398千円	1,356,300千円	7,179,698千円
第1項 企業債	4,396,600千円	1,040,100千円	5,436,700千円
第5項 国庫補助金	1,276,738千円	316,200千円	1,592,938千円
支出			
第1款 資本的支出	8,854,500千円	1,616,417千円	10,470,917千円
第1項 建設改良費	7,255,723千円	1,616,417千円	8,872,140千円

(継続費)

第4条 既定の継続費の年割額を、次のとおり補正する。

区 分	款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額	
変 更	補正前	1	1	愛 国 浄 水 場 浄 水 施 設 プ ラ ン ト 設 備 工 事 監 理 業 務	千円 83,160	平成27	千円 23,760
						平成28	10,800
						平成29	3,400
						平成30	6,800
						令和元	3,000
						令和2	7,300
						令和3	3,800
						令和4	5,900
						令和5	7,400
						令和6	5,900
	補正後	1	1	愛 国 浄 水 場 浄 水 施 設 プ ラ ン ト 設 備 工 事 監 理 業 務	千円 83,160	令和7	5,100
						平成27	23,760
						平成28	10,800
						平成29	3,400
						平成30	6,800
						令和元	3,000
						令和2	7,300
						令和3	3,800
						令和4	5,900
						令和5	7,400
令和6	4,300						
令和7	4,300						
令和8	2,400						

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	配水管整備事業費	令和6年度	180,785千円

2 既定の債務負担行為をすることができる期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
変	愛国浄水場浄水施設 更新事業費	平成27年度から 令和27年度まで	14,129,023千円
更		平成27年度から 令和28年度まで	14,391,923千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起債の目的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	上水道配水管 整備事業費	千円	千円	千円
		1,383,700	1,040,100	2,423,800
計		4,396,600	1,040,100	5,436,700

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

令和5年度釧路市水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的收入	1 企業債	1 企業債	5,823,398	1,356,300	7,179,698		
		1 企業債	4,396,600	1,040,100	5,436,700		
5 国庫補助金	5 国庫補助金	1 企業債	4,396,600	1,040,100	5,436,700	水道配水管整備事業費	1,040,100
		1 国庫補助金	1,276,738	316,200	1,592,938		
		1 国庫補助金	1,276,738	316,200	1,592,938	老朽配水管更新	316,200

(単位 千円)

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本の支出	1 建設改良費	3 配水管整備事業費	8,854,500	1,616,417	10,470,917		
		3 配水管整備事業費	7,255,723	1,616,417	8,872,140		
		3 配水管整備事業費	2,128,315	1,616,417	3,744,732	配水管更新等 (φ50～φ700)	1,600,247 延長 3,290m
						設計委託等	16,170

(単位 千円)

正 補 書 調 査 関 係 費 統 続 継 続

区分	款	項	事業名	全 体 計 画				前年度の 未支払 義務発 生額	前年度の 前年度 未支払 義務発 生額 (見込)	前年度の 未支払 義務発 生額	当年度の 未支払 義務発 生額	当年度の 未支払 義務発 生額	当年度の 未支払 義務発 生額	以降の 年度の 未支払 義務発 生額	継続 率 %
				年割額	左	出資	財源								
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
				23,760	0	0	23,760	22,680	22,680	22,680	22,680	22,680	—	27.3	
				10,800	0	0	10,800	10,260	10,260	10,260	10,260	10,260	—	12.3	
				3,400	0	0	3,400	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	—	3.9	
				6,800	0	0	6,800	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480	—	7.8	
				3,000	0	0	3,000	2,970	2,970	2,970	2,970	2,970	—	3.6	
				7,300	0	0	7,300	6,966	6,966	6,966	6,966	6,966	—	8.4	
				3,800	0	0	3,800	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	—	4.5	
				5,900	0	0	5,900	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	—	10.1	
				7,400	0	0	7,400	—	—	7,400	7,400	7,400	—	8.9	
				5,900	0	0	5,900	—	—	—	—	—	5,900	7.1	
				5,100	0	0	5,100	—	—	—	—	—	5,100	6.1	
				83,160	0	0	83,160	56,376	64,760	7,400	72,160	11,000	100.0		

区分	款	項	事業名	全 体 計 画				前年度末までの支払義務額(見込)額	当該年度末までの支払義務額	当該年度末までの支払義務額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続の進捗	費率 対する
				年度	年割額	左	の						
				企業債	出資金	国庫補助金	損益勘定留保資金	千円	千円	千円	千円	%	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
				0	0	0	23,760	22,680	22,680	—	—	27.3	
				0	0	0	10,800	10,260	10,260	—	—	12.3	
				0	0	0	3,400	3,240	3,240	—	—	3.9	
				0	0	0	6,800	6,480	6,480	—	—	7.8	
				0	0	0	3,000	2,970	2,970	—	—	3.6	
				0	0	0	7,300	6,966	6,966	—	—	8.4	
				0	0	0	3,800	3,780	3,780	—	—	4.5	
				0	0	0	5,900	5,670	5,670	—	—	6.8	
				0	0	0	7,400	10,114	10,114	—	—	12.1	
				0	0	0	4,300	—	—	4,300	—	5.2	
				0	0	0	4,300	—	—	4,300	—	5.2	
				0	0	0	2,400	—	—	2,400	—	2.9	
				0	0	0	83,160	56,376	62,046	10,114	72,160	100.0	
				83,160	83,160	83,160	83,160	56,376	62,046	10,114	72,160	100.0	

変更後

1 資本的支出

1 建設改良費

愛国浄水場
浄水施設
プラント設備
工事監理業務

債 務 負 担 行 為 に 関 する 調 査 補 正

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 出 金 額		当 該 年 度 支 出 金 額		左 の 財 源 内 訳		翌 年 度 支 出 金 額		左 の 財 源 内 訳		給 水 収 益 等
				期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 庫 補 助 金	給 水 収 益 等	期 間	金 額	企 業 債	
補 正 前	愛 国 浄 水 場 浄 水 施 設 更 新 事 業 費	14,129,023	14,129,023	平 27 ~ 令 4	3,049,521	令 6 ~ 令 27	9,408,904	千 円	千 円	令 6 ~ 令 27	9,408,904	千 円	千 円	千 円
				平 27 ~ 令 4	3,049,521	令 6 ~ 令 28	9,671,804	千 円	千 円	令 6 ~ 令 28	9,671,804	千 円	千 円	千 円
補 正 後	愛 国 浄 水 場 浄 水 施 設 更 新 事 業 費	14,391,923	14,391,923	—	—	令 6	410,000	千 円	千 円	令 6	410,000	千 円	千 円	千 円
				—	—	令 6	410,000	千 円	千 円	令 6	410,000	千 円	千 円	千 円
追 加	配 水 管 整 備 事 業 費	180,785	180,785	—	—	令 6 ~ 令 7	327,965	千 円	千 円	令 6 ~ 令 7	327,965	千 円	千 円	千 円
				—	—	令 6 ~ 令 7	327,965	千 円	千 円	令 6 ~ 令 7	327,965	千 円	千 円	千 円
補 正 前	配 水 管 整 備 事 業 費	17,655,337	17,554,682	—	—	—	—	千 円	千 円	—	—	千 円	千 円	千 円
				—	—	—	—	千 円	千 円	—	—	—	—	千 円
補 正 後	配 水 管 整 備 事 業 費	18,099,022	17,312,740	—	3,962,008	—	2,943,329	千 円	千 円	—	2,943,329	千 円	千 円	千 円
				—	3,962,008	—	2,943,329	千 円	千 円	—	2,943,329	千 円	千 円	千 円
追 加	配 水 管 整 備 事 業 費	180,785	180,785	—	—	—	—	千 円	千 円	—	—	千 円	千 円	千 円
補 正 前	合 計	17,655,337	17,554,682	—	3,962,008	—	2,943,329	千 円	千 円	—	2,943,329	千 円	千 円	千 円
補 正 後	合 計	18,099,022	17,312,740	—	3,962,008	—	2,943,329	千 円	千 円	—	2,943,329	千 円	千 円	千 円

令和5年度釧路市水道事業予定貸借対照表補正

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
固 定 資 産		固 定 負 債	
有形固定資産	100,124,084	建設改良費等の財源に	
減価償却累計額	<u>△ 43,439,788</u>	充てるための企業債	1,594,274
有形固定資産合計	56,684,296	企業債合計	<u>1,594,274</u>
無形固定資産		未引当金	1,594,274
電話加入権	2,689	賞与引当金	3,244,702
無形固定資産合計	2,689	法定福利費引当金	41,104
投資その他の資産	1,350	引当金合計	<u>7,508</u>
投資有価証券	<u>3,027</u>	預り金	48,612
出資	4,377	流動負債合計	<u>211,500</u>
投資その他の資産合計	5,377		5,099,088
固定資産合計	<u>56,691,362</u>		
流動資産		繰延税金	
現金預金	2,344,737	長期前受金	16,231,277
収入引当金	3,088,735	収益化累計額	△ 6,606,743
貸倒引当金	<u>△ 48,900</u>	繰延収益合計	<u>9,624,534</u>
貯蔵品	200,545	負債合計	<u>40,497,779</u>
流動資産合計	<u>5,585,117</u>		
資産合計	<u>62,276,479</u>	資 本 の 部	
		資本金	18,624,347
固定負債		剰余金	
建設改良費等の財源に		資本剰余金	
充てるための企業債	25,275,796	受贈財産評価額	11,727
企業債合計	<u>25,275,796</u>	寄附金	18,500
引当金		資本剰余金合計	<u>30,227</u>
退職給付引当金	498,361	利益剰余金	
引当金合計	<u>498,361</u>	減債積立金	375,432
固定負債合計	<u>25,774,157</u>	建設改良積立金	870,000
		当年度未処分利益剰余金	1,878,694
		利益剰余金合計	<u>3,124,126</u>
		剰余金合計	<u>3,154,353</u>
		資本合計	<u>21,778,700</u>
		負債合計	<u>62,276,479</u>

注記

I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
 (1) 有形固定資産
 ・減価償却の方法
 定額法による。
 ・主な耐用年数
 建物 10～50年
 構築物 10～58年
 機械及び装置 8～17年
 車両運搬具 3～6年
 工具、器具及び備品 3～15年
 (2) 無形固定資産
 ・減価償却の方法
 定額法による。
- 4 引当金の計上方法
 (1) 貸倒引当金
 債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。
 (2) 退職給付引当金
 職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
 (3) 賞与引当金
 職員の期末・勤劬手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
 (4) 法定福利費引当金
 職員の期末・勤劬手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
- 5 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
 貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、「水道事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は802,512千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
 鉚路市水道事業会計は、上水道事業及び簡易水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
 なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	水道事業のうち、簡易水道事業以外の、計画給水人口が5,000人を超える水道事業。鉚路市街地区の水道事業(鉚路町域を含む。)
簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下の水道事業。計画給水人口の規模が小さいもの。山花・阿寒・飽別・阿寒湖畔・音別簡易水道事業(二俣飲用水事業含む。)

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	合計
営業収益	3,690,691	233,231	3,923,922
営業費用	3,575,866	375,882	3,951,748
営業損益	114,825	△ 142,651	△ 27,826
経常損益	695,236	61,476	756,712
セグメント資産	51,911,638	3,362,768	55,274,406
セグメント負債	31,044,967	2,887,249	33,932,216
その他の項目			
他会計繰入金	635,612	226,475	862,087
減価償却費	1,857,205	208,962	2,066,167
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,050,821	△ 174,110	1,876,711

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	合計
セグメント資産	59,076,048	3,200,431	62,276,479
セグメント負債	37,809,115	2,688,664	40,497,779
その他の項目			
他会計繰入金	368,462	207,589	576,051
減価償却費	1,903,380	208,787	2,112,167
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,190,944	△ 94,833	6,096,111

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
 当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金9,877千円を取り崩す。
- 2 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
 当事業年度において、期末・勤劬手当を支給するため賞与引当金37,377千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金7,601千円を取り崩す。

議案第45号

令和5年度釧路市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度釧路市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(2) 主要な建設改良事業

ア 管渠布設	1,488m
ウ ポンプ場整備	6か所

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,476,571千円」を「2,535,071千円」に、「587,573千円」を「646,073千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,348,888千円	756,500千円	2,105,388千円
第1項 企業債	857,100千円	350,300千円	1,207,400千円
第2項 国庫補助金	468,400千円	406,200千円	874,600千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,825,459千円	815,000千円	4,640,459千円
第1項 建設改良費	1,515,517千円	815,000千円	2,330,517千円

第4条 予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水終末処理場維持補修費	令和6年度	22,154千円
下水道築造事業費	令和6年度	142,000千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	下 水 道 建 設 事 業 費	千円	千円	千円
		857,100	350,300	1,207,400
計		857,100	350,300	1,207,400

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

令和5年度釧路市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的收入	1 企業債	1 企業債	1,348,888	756,500	2,105,388		
			857,100	350,300	1,207,400		
			857,100	350,300	1,207,400	建設企業債	350,300
						公共下水道補助事業	323,200
						特定環境保全公共下水道補助事業	27,100
2 国庫補助金		1 国庫補助金	468,400	406,200	874,600		
			468,400	406,200	874,600		
						公共下水道事業	359,800
						処理場	87,300
						管渠	272,500
						特定環境保全公共下水道事業	46,400
						処理場	41,400
						管渠	5,000

(単位: 千円)

支出

		(単位 千円)																								
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考																				
1	資本的支出																									
	1	建設改良費																								
		2	3,825,459	815,000	4,640,459																					
		整備費	1,515,517	815,000	2,330,517																					
			1,337,000	815,000	2,152,000	公共下水道整備事業費 723,000 補助事業費 723,000																				
						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白 末 処 理 場</td> <td>初沈汚泥ポンプ設備更新(機械) 初沈汚泥ポンプ動力設備更新(電気) 水処理棟屋上防水更新(建築) 水処理棟照明設備更新(電気) 反応槽継手部耐震補強(土木)</td> </tr> <tr> <td>大 渠 末 処 理 場</td> <td>反応槽継手部耐震補強(土木)</td> </tr> <tr> <td>南 浜 ポ ン プ 場</td> <td>遠方監視装置更新(電気)</td> </tr> <tr> <td>大 川 ポ ン プ 場</td> <td>遠方監視装置更新(電気)</td> </tr> <tr> <td>春 採 ポ ン プ 場</td> <td>受変電・低圧動力設備更新(電気)</td> </tr> <tr> <td>管 渠 古 川 処 理 区</td> <td>枝線管渠合流管延長 110m</td> </tr> <tr> <td>大 渠 毛 処 理 区</td> <td>幹線管渠雨水管延長 156m</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>延長 266m</td> </tr> <tr> <td>調査・測量・設計委託</td> <td>老朽管調査</td> </tr> </tbody> </table>	区分	工事内容	白 末 処 理 場	初沈汚泥ポンプ設備更新(機械) 初沈汚泥ポンプ動力設備更新(電気) 水処理棟屋上防水更新(建築) 水処理棟照明設備更新(電気) 反応槽継手部耐震補強(土木)	大 渠 末 処 理 場	反応槽継手部耐震補強(土木)	南 浜 ポ ン プ 場	遠方監視装置更新(電気)	大 川 ポ ン プ 場	遠方監視装置更新(電気)	春 採 ポ ン プ 場	受変電・低圧動力設備更新(電気)	管 渠 古 川 処 理 区	枝線管渠合流管延長 110m	大 渠 毛 処 理 区	幹線管渠雨水管延長 156m	計	延長 266m	調査・測量・設計委託	老朽管調査
区分	工事内容																									
白 末 処 理 場	初沈汚泥ポンプ設備更新(機械) 初沈汚泥ポンプ動力設備更新(電気) 水処理棟屋上防水更新(建築) 水処理棟照明設備更新(電気) 反応槽継手部耐震補強(土木)																									
大 渠 末 処 理 場	反応槽継手部耐震補強(土木)																									
南 浜 ポ ン プ 場	遠方監視装置更新(電気)																									
大 川 ポ ン プ 場	遠方監視装置更新(電気)																									
春 採 ポ ン プ 場	受変電・低圧動力設備更新(電気)																									
管 渠 古 川 処 理 区	枝線管渠合流管延長 110m																									
大 渠 毛 処 理 区	幹線管渠雨水管延長 156m																									
計	延長 266m																									
調査・測量・設計委託	老朽管調査																									

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考								
						特定環境保全公共下水道 整備事業費 92,000 補助事業費 92,000								
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿寒湖畔 浄化センター</td> <td>用水設備更新(機械) ストックマネジメント計画 策定</td> </tr> <tr> <td>別</td> <td>計測設備他更新(電気)</td> </tr> <tr> <td>調査・測量・設計 委託</td> <td>老朽管調査</td> </tr> </tbody> </table>	区分	工事内容	阿寒湖畔 浄化センター	用水設備更新(機械) ストックマネジメント計画 策定	別	計測設備他更新(電気)	調査・測量・設計 委託	老朽管調査
区分	工事内容													
阿寒湖畔 浄化センター	用水設備更新(機械) ストックマネジメント計画 策定													
別	計測設備他更新(電気)													
調査・測量・設計 委託	老朽管調査													

正 補 書 調 査 関 係 行 担 負 務 債

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 末 支 払 義 務 支 払 見 込 額		当 該 年 度 支 払 義 務 支 払 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳					
				期 間	金 額	期 間	金 額	下 水 道 事 業 収 益	企 業 債	国 庫 補 助 金	他 会 計 補 助 金、 受 益 者 負 担 金 及 び 内 部 留 保 資 金	翌 の 支 出 期 間	金 額	降 務 支 払 予 定 額	下 水 道 事 業 収 益	企 業 債	国 庫 補 助 金
追 加	下 水 道 終 末 処 理 場 維 持 補 修 費	千円	22,154	千円	—	千円	—	千円	—	—	—	千円	—	千円	—	千円	—
		千円	22,154	千円	—	千円	—	千円	—	—	—	千円	22,154	0	0	0	0
補 正 前	下 水 道 築 造 費	千円	142,000	千円	—	千円	—	千円	—	—	—	千円	—	千円	—	千円	—
		千円	142,000	千円	—	千円	—	千円	—	—	—	千円	142,000	0	0	0	0
補 正 後	合 計	千円	6,011,392	千円	2,264,231	千円	1,234,151	千円	0	—	—	千円	2,244,660	0	0	0	0
		千円	6,175,546	千円	5,907,196	千円	1,141,151	千円	93,000	0	—	千円	2,408,814	142,000	142,000	0	0

令和5年度釧路市下水道事業予定貸借対照表補正

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部		資 本 の 部	
固定資産	186,859,155				
有形固定資産	107,762,807				
減価償却累計額	△ 79,096,348				
有形固定資産合計	27,096,348				
投資その他の資産					
出資	8,609				
投資その他の資産合計	8,609				
固定資産合計	<u>79,104,957</u>				
流動資産	1,033,045				
現金預金	1,381,942				
倒引当金	△ 49,525				
流動資産合計	<u>2,365,462</u>				
固定負債					
企業債					
建設改良費等の財源に充てるための企業債	20,866,181				
引当					
退職給付引当金	323,684				
引当金合計	<u>323,684</u>				
固定負債合計	<u>21,189,865</u>				
流動負債					
企業債					
建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,330,299				
企業債合計	<u>2,330,299</u>				
未払当金					
引当					
賞与引当金	25,658				
法定福利費引当金	4,710				
引当金合計	<u>30,368</u>				
預り金	1,430				
流動負債合計	<u>3,729,858</u>				
繰延収益金					
長期繰延収益金	95,643,824				
繰延収益金	△ 58,976,038				
繰延収益金合計	<u>36,667,786</u>				
繰延収益金合計	<u>61,587,509</u>				
資本					
剰余金					
受贈財産評価額	144,377				
国庫補助金	699,533				
道道補助金	1,506				
一般会計負担金	2,573,905				
一般会計補助金	104,300				
工事負担金	2,380				
その他資本剰余金	26,777				
資本剰余金合計	<u>3,552,778</u>				
利益剰余金					
減債積立金	11,645,313				
建設改良積立金	2,000,000				
当年度未処分利益剰余金	2,050,407				
利益剰余金合計	<u>15,695,720</u>				
剰余金合計	<u>19,248,498</u>				
資本合計	<u>19,882,910</u>				
負債資本合計	<u>81,470,419</u>				

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
 ・ 減価償却の方法
 定額法による。
 ・ 主な耐用年数

- 建物 6～50年
 構築物 10～50年
 機械及び装置 6～20年
 車両運搬具 3～5年
 工具、器具及び備品 3～15年

2 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金
 債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。
 (2) 退職給付引当金
 職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
 (3) 賞与引当金
 職員の期末・勤労手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
 (4) 法定福利費引当金
 職員の期末・勤労手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
 3 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は7,459,489千円である。

III セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

鉾路市下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	都市計画事業として執行するもの。主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市が管理する下水道。古川・白樺・犬養毛処理区
特定環境保全公共下水道事業	都市計画区域以外の区域において執行するもの。市街化区域以外の人口集中地域で環境の保全が必要な地域において整備を行った下水道。阿寒・阿寒湖畔・音別処理区

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
営業収益	4,310,880	443,338	4,754,218
営業費用	5,002,550	702,988	5,705,538
営業損益	△ 691,670	△ 259,650	△ 951,320
経常損益	1,047,765	12,362	1,060,127
セグメント資産	71,468,233	9,210,747	80,678,980
セグメント負債	53,844,226	7,633,834	61,478,060
その他の項目			
他会計繰入金	1,717,400	332,043	2,049,443
減価償却費	2,967,053	419,152	3,386,205
特別損失	278,348	32,246	310,594
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 1,671,156	△ 321,057	△ 1,992,213

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	72,323,607	9,146,812	81,470,419
セグメント負債	53,984,898	7,602,611	61,587,509
その他の項目			
他会計繰入金	1,469,253	339,195	1,808,448
減価償却費	3,016,871	418,832	3,435,703
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	518,678	48,935	567,613

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
 当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金9,214千円を取り崩す。
 2 退職給付引当金の取り崩し
 当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金19,770千円を取り崩す。
 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
 当事業年度において、期末・勤労手当を支給するため賞与引当金23,684千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金4,789千円を取り崩す。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件

次の者を、人権擁護委員候補者に推薦いたしたいので、議会の意見を求めたい。

記

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(参 考)

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 (1 、 2 項 略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下 略)

